

預保納付金支援支出金に係る事業規則（抜粋）

平成 24 年 12 月 18 日

達第 332 号

改正

平成 26 年 5 月 13 日 達第 345 号

平成 28 年 12 月 20 日 達第 379 号

第 4 章 奨学金給付事業

(対象者)

第 19 条 奨学金給付事業の対象となる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 犯罪被害者等の子ども(主として当該被害者の収入によって生計を維持していた子どもに限る。)
 - (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)又は同法第 125 条に規定する専修学校のうち専門課程若しくは高等課程に在学する者、あるいは入学予定の者
 - (3) 学資の支弁が困難と認められる者
- 2 前項の規定に鑑みて理事会が認めた者

(奨学金の額及び給付始期等)

第 20 条 奨学生に給付する金銭(以下「奨学金」という。)は、次に掲げる額とする。

- (1) 大学院に在学する奨学生
 - ア 国立又は公立の学校に在学する者 月額 50,000 円
 - イ 私立の学校に在学する者 月額 50,000 円
 - ウ 入学一時金 300,000 円
 - (2) 大学、高等専門学校 4 年以上の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生
 - ア 国立又は公立の学校に在学する者 月額 50,000 円
 - イ 私立の学校に在学する者 月額 50,000 円
 - ウ 入学一時金 300,000 円
 - (3) 高等学校、高等専門学校 3 年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生及び特別支援学校高等部に在学する奨学生
 - ア 国立又は公立の学校に在学する者 月額 17,000 円
 - イ 私立の学校に在学する者 月額 25,000 円
 - ウ 入学一時金 50,000 円
- 2 奨学金の給付始期は、奨学生として決定した会計年度中の任意の月とし、奨学金の給付期間は、奨学生として在学する学校等の課程の正規の最短修業期間とする。

(奨学金の申請)

第 21 条 奨学金の申請者は、所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 申請書(第 1 号様式 名称：まごころ奨学金申請書)
- (2) 所得証明書
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 戸籍謄本
- (6) 住民票(家族全員)
- (7) 写真 1 葉(縦 4 cm×横 3 cm)

(奨学生の決定)

第 22 条 奨学生の決定は、当該申請に係る書類の審査を行い、理事会の決議を得て、その結果を申請者に通知する。なお、理事会の決議結果について、財団は委員会へ報告する。ただし、財団は奨学金にかかる基金残高の範囲を超えて決定することはできない。

2 前項の通知を受けた者は、第 19 条第 1 項(2)に規定する学校に入学が決定したときは、速やかに進学届及び誓約書を提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 23 条 奨学金は、原則、毎月一定日に交付するものとするが、事務処理上の事情等があるときは、2 月分以上の奨学金を合わせ交付することができる。

2 奨学金の交付は、奨学生本人名義の金融機関の預貯金口座に振込むものとする。

(学業成績の報告)

第 24 条 奨学生は、毎年度末、成績証明書を財団に届け出なければならない。

(異動届出)

第 25 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を財団に届け出なければならない。

- (1) 進学又は転学したとき。
- (2) 休学、復学又は退学したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

2 前項の届出は、その届出に係る事項を証するに足りる書面を添えて行うものとする。

(奨学金の中止)

第 26 条 奨学生が休学したときは、奨学金の交付を中止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により必要があると認められるときは、奨学金の交付を中止することができる。

(奨学金の再開)

第 27 条 前条の規定により奨学金の交付を中止された者が、その理由が止み、そのことを証するに足りる書面を添えて願い出たときは、奨学金の交付を再開することができる。

(奨学金の打ち切り)

第 28 条 奨学生が退学したときは、奨学金の交付を打切る。

2 奨学生の学業成績、生活状況等によりその者に引き続き奨学金を交付することが著しく適当でないと認められるときは、理事会の決議を得て奨学金の交付を打切ることができる。なお、打ち切った場合は、その内容を委員会に報告する。

(奨学金の辞退)

第 29 条 奨学生は、いつでも奨学金の交付の辞退を申し出ることができる。

(死亡の届出)

第 30 条 奨学生が死亡したときは、父母、兄姉又はこれに代わる者は、直ちにその旨を財団に届け出なければならない。

(奨学生の生活状況の調査等)

第 31 条 財団は、学業成績、生活状況等に関し、適切な方法により、奨学生に対して調査を行うことができる。

附則

この規則は平成 24 年 12 月 18 日から施行する。

附則(平成 26 年 5 月 13 日 達第 345 号)

この規則は平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附則(平成 28 年 12 月 20 日 達第 379 号)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の預保納付金支援支出金に係る事業規則第 21 条の申請に係る業務については、施行前においても行うことができる。

2 財団は、当分の間、この規則による改正前の預保納付金支援支出金に係る事業規則(以下「旧規則」という。)第 22 条第 1 項の規定により奨学金貸与の決定を受けた者の奨学金返済に係る業務を行う。

3 財団が行う前項の業務については、旧規則第 25 条第 3 項及び第 30 条から第 39 条の規定は、なおその効力を有する。